

平成27年11月24日

まちづくり委員会資料

平成27年第5回定例会提出予定議案の説明

議案第174号

川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定
について

まちづくり局

川崎市建築審査会条例 改正概要

1 条例制定の趣旨

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）による建築基準法の一部改正
- (2) 地方公共団体の自主性及び自立性を高めるための義務付け・枠付けの見直しの一環として、建築基準法で定められていた建築審査会の委員の任期は2年とすること、再任されることができること等の規定が削除され、建築審査会の委員の任期は、国土交通省令で定める基準（規定内容は同法と同じ。）を参考して条例で定めることとされた。

2 条例改正の概要

上記1に伴い、建築審査会の委員の任期を2年とすること、再任されることができること等とするもの

3 施行日

平成28年4月1日から施行する。

川崎市建築審査会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
【施行日：平成28年4月1日】	
○川崎市建築審査会条例 昭和26年10月18日条例第52号	○川崎市建築審査会条例 昭和26年10月18日条例第52号
(総則) 第1条 略 (組織) 第2条 略 (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。 (会議の招集) 第4条 略 (議事) 第5条 略 (委員でない者の出席) 第6条 略 (会議の公開) 第7条 略 (幹事及び書記) 第8条 略 (委任事項) 第9条 略 附 則 この条例は、平成28年4月1日から適用する。	(総則) 第1条 略 (組織) 第2条 略 (委員の任期) 新設 (会議の招集) 第3条 略 (議事) 第4条 略 (委員でない者の出席) 第5条 略 (会議の公開) 第6条 略 (幹事及び書記) 第7条 略 (委任事項) 第8条 略

参考資料

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	(建築主事)	
第四条 (略)	第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)	2 (略)
3 市町村は、前項の規定により建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議しなければならない。	3 市町村は、前項の規定によつて建築主事を置こうとする場合においては、あらかじめ、その設置について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。	3 市町村は、前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。
4 市町村が前項の規定により協議して建築主事を置くときは、当該市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。	4 市町村が前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。	4 市町村が前項の規定による同意を得た場合において建築主事を置くときは、市町村の長は、建築主事が置かれる日の三十日前までにその旨を公示し、かつ、これを都道府県知事に通知しなければならない。
5 (7) (略)	5 (7) (略)	5 (7) (略)
	(委員の任期)	
(削る)	第八十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	第八十条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。	2 委員は、再任されることができる。
3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されま での職務を行う。	3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されま での職務を行う。	3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されま での職務を行う。
(委員の欠格条項)		

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の二 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事並びに委員の任期、報酬及び費用弁償その他建築審査会に関する必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の任期については、国土交通省令で定める基準を参照するものとする。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)

第八十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 (略)

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(委員の解任)

第八十条の三 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が前条各号の一に該当するに至った場合においては、その委員を解任しなければならない。

2 市町村長又は都道府県知事は、それぞれその任命に係る委員が次の各号の一に該当する場合においては、その委員を解任することができる。

一・二 (略)

(条例への委任)

第八十三条 この章に規定するものを除く外、建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関する必要な事項は、条例で定める。

(特別区の特例)

第九十七条の三 (略)